

# 世界 World

## 日本・EU・米国の GSP

ジェトロ海外調査部国際経済課長 椎野 幸平

日本、EU、米国の一般特惠関税制度（GSP）において近年、重要な制度変更があった。EUはマレーシアとタイを相次いでGSPの適用対象から「卒業」させた。日本は縫製品の原産地規則を緩和。米国は失効していたGSPの適用を2年ぶりに再開させた。米国のGSPへの理解は、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定を活用していく上でも重要だ。

開発途上国の経済発展を促進するため、先進国が開発途上国産品に対して一般関税率よりも低い特惠税率（優遇された関税）を片務的に適用するのがGSPである。日本、EU、米国とも同制度を設けている。GSPには一般特惠と特別特惠の2種があり、前者は後発開

発途上国（LDC）を除く開発途上国、後者はLDCに適用される。特別特惠の方が一般特惠に比べ、特惠税率の適用範囲が広く税率も優遇される点が特徴だ。

### EUのGSP：マレーシア、タイも「卒業」

EUは、2014年1月に施行した新GSPの中で、重要な変更を行っている。「卒業」基準の変更がそれである。「卒業」とは、対象となる開発途上国の所得水準が一定以上に達した場合に、GSPの適用から除外する制度。問題となるのは、「対象国の所得水準が一定以上に達した場合」の「一定水準」の定義である。日本や米国では、世界銀行が定義する「高所得国」、すなわち「先進国」水準になった場合にその国を「一定水準に達した」と解している。だが、EUの新GSPでは、「高所得国」に加え、「中高所得国」に3年連続で分類された国も、適用除外とするように変更された。

この変更により、一部のアジア諸国もEUの新GSPから卒業することとなり、14年にはマレーシアが、15年には中国とタイが卒業した（表）。もともと品目別卒業規定<sup>注</sup>の下、多くの品目が卒業していた中国は別として、マレーシアとタイは、それぞれ14年、15年から、多くの品目で一般関税がEUで課税されている。

マレーシアは、GSPの原産地証明書発給件数（EU以外からのGSP発給を含む）を公表しているが、その件数は、13年の25万4,806件（GSPを利用した輸出額は304億ドル）から

表 日本、EU、米国のアジア主要国へのGSP適用状況

	日本	EU	米国
カンボジア	○ (LDC)	○ (EBA)	○ (LDC)
バングラデシュ	○ (LDC)	○ (EBA)	2013年に適用停止 (LDC)
ミャンマー	○ (LDC)	○ (EBA、2013年7月から再開)	適用なし
ラオス	○ (LDC)	○ (EBA)	適用なし
パキスタン	○	○ (GSP +)	○
インド	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	○	○
ベトナム	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	○	適用なし
スリランカ	○	○	○
フィリピン	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	○ (GSP +)	○
インドネシア	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	○	○
タイ	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	2015年に卒業	○
中国	○	2015年に卒業	適用なし
マレーシア	FTA 発効 (一部の品目で一般 GSP 適用可能)	2014年に卒業	適用なし

注：①○はGSP適用を意味する。②EBAはEverything but armsの略。日本、米国のLDC向けの特別特惠に該当する。③EUの「GSP+」は人権・環境条約の順守などの一定要件を満たしている国に対して一般GSP以上の条件を供与する制度

資料：日本税関、欧州委員会、USTRの資料を基に作成

14年の7,287件（同7億ドル）へと大幅に減少した。これにはEU・GSPからの卒業が大きく関係していると考えられる。15年以降のタイでも同様のことが起きているものとみられる。

EUの対マレーシア、対タイ輸入動向を見ると、EUの輸入全体に占めるマレーシアの構成比は、13年1.1%、14年1.2%とほぼ横ばい。主要品目に限っても、大きな減少は見られない。同様に、タイの構成比は14年1.1%、15年上半期も1.1%と、こちらも横ばいである。一般関税が課されたことで両国の輸入シェアが大きく変化するほどの影響は見られないが、販売先への価格転嫁もしくは輸出企業や輸入企業が利益を圧縮して対応していると考えられる。

タイとマレーシアがEU市場でGSPと同等の市場アクセスを確保するためには、EUと自由貿易協定(FTA)を締結する必要がある。両国ともEUとの二国間FTAを交渉しているものの、現段階では締結の見通しは立っていない。一方、EUはASEAN諸国の中ではシンガポールとベトナムの両国とは既に二国間FTAを合意済みであり、これらのFTAが発効すれば、両国のEU市場へのアクセスは、タイとマレーシアを上回ることとなる。

## 日本のGSP：縫製品の原産地規則を緩和

日本のGSPでは、15年4月に縫製品の原産地規則が変更された。具体的には、ニット製の縫製品(HS61)について、従来の二工程基準(生地の製造、縫製)が一工程基準(縫製)に緩和された。

一般に賃金が安く、縫製品の輸出に優位性を持つLDCでは、裁断・縫製といった労働集約的な工程はこなせても、資本集約的な生地製造工程は行えないため輸入生地に依存することが多い。そのため、二工程基準では原産地規則を満たせない場合も発生するが、一工程基準の導入によって原産地規則が満たされやすくなる効果が見込める。織物製の縫製品(HS62)については、一部品目を除き、もともと一工程基準が採用されており、今回の変更により、HS61、HS62共に一工程基準が採用されたことになる。

## 米国のGSP：15年7月から適用再開

米国ではGSPの更手続きが議会で進まず、13年

7月からGSPが失効、GSPが適用されない状態が続いていた。しかし、15年7月ようやく適用再開となり、一部途上国は対米輸出でGSPが再び利用できることとなった。同時にGSP失効期間中の利用にも遡<sup>そきゅう</sup>及して適用されるため、同期間の関税が還付される。

ただし、アジア諸国の中では、ミャンマー、ラオス、ベトナム、中国、マレーシアなどに対してはGSPが適用されない。加えてバングラデシュは、米国のGSP適用が停止されている。13年4月に同国内で発生した縫製工場が入居するビルの崩落事故を受け、労働者の権利保護が十分でないというのが、米側の停止理由だ。加えて、米国のGSPは対象品目が限定的で、日本やEUのGSPとは異なり、開発途上国が競争力を持つ縫製品は対象外だ。

米国は縫製品で2桁を超える高関税を課している品目も多く、同市場は高関税によって保護されている。こうした状況下、TPPによって一定期間後には縫製品の関税を撤廃することとなるため、TPP参加国のベトナムは、カンボジア、ミャンマー、バングラデシュなど、競合するLDC諸国と比較してもより有利な米市場アクセスを得ることとなる。

## 開発途上国への進出とGSP利用

日本企業が海外で生産した製品を第三国に輸出する場合には、FTAとともにGSPの活用を検討することが重要である。その理由は、第1に、近年、カンボジアやミャンマー、バングラデシュなどのLDC諸国へ進出する日本企業が増えており、LDC諸国から日本、EU、米国などへ輸出する場合には、GSPが広く活用されているためだ。第2に、GSPは日本、EU、米国などのGSP供与国と、進出するGSP被供与国の間でFTAが存在しない場合、特惠関税を享受できる唯一の選択肢となり得るからだ。とりわけ、日系企業の集積が進むアジア地域ではEU、米国との間で発効しているFTAがまだ少なく、GSPの利用価値はより高い。ただ、GSPは各国によって適用対象国・範囲やルールが異なるため、各国・地域の制度の違いを理解することが重要である。



注：GSP対象国の中でも、競争力が十分であると判断される特定製品について、適用除外とする制度。